

第3回 福井市都市計画マスタープラン等策定委員会専門部会 議事録(要旨)

日 時： 令和6年4月25日(木) 16:00~17:00

会 場： 福井市 上下水道局5階 大ホール

出席者： 別紙のとおり

事務局： 福井市都市政策部都市計画課

【議事内容】

○事務局

<防災指針における具体的な施策について説明>

○委員

13 ページ目の図が総括で、現実的に考えたときにこうなんだろうなという感じがしている。(見直しの)図ではなかなかわかりにくかったが、浸水深 5m以上でも(居住誘導区域に)含むということでもいいか。

○事務局

5m以上も含むという形で、居住誘導区域から外さない。

○委員

その辺りまではどう考えたらいいのかなと、5m以上というのは 5mなのか 6mなのか 8mなのかわからない。資料2の 2 ページの表で、浸水深 5m以上の居住誘導区域内の人口が 1万 8000 人ぐらいという話になっていると思う。

そこでお伺いしたいが、どうか。

○事務局

資料 2 の 3 ページをご覧ください。3 階建て以上の建築物と、洪水浸水想定区域を表している図面になる。わかりにくいですが、細かい紫の点々が多くあり、これらが 3 階以上の建物で、施設としては民間施設(商業施設、福祉施設、工場など)と公共施設を表している。紫の線で丸く囲ってあるところが、その 500m圏域という形になっている。

3 階建て以上の建物が実際避難できるような建物かどうかは、この図面では検証できていないが、緊急時に見えるような建物になる。

地域防災計画でもうたっているように、そういった地域と商業施設などが、災害応援協定を結んでいかなど逃げられる場所を増やしていくようなことは必要になっており、そういったことに取り組んでいく必要があると考えている。

この洪水浸水想定区域(最大想定規模)の分布状況は、すべての川を破堤させた、最悪の場合

を想定している図面になる。実際、雨が降ったときにこれだけ浸水する事は考えづらい。まずは水平避難、水位が高まってきたときは、川から離れていくような判断をしていただきたいが、緊急的にどこかに逃げ込まなければならなくなったときも3階建て以上の建物は、一応あるという図面になる。

○委員

例えば福井大学だと5m以上のところの色に見える。もし(5m以上の区域を居住誘導区域から)外すと、大学の周りは居住誘導区域から外れるという話になる。

大学は3階建て以上であったり、CULSAがあったり。エリア的には(避難する人数を)カバーできるので、そこで基本的な対応するような協定を結んだり、ソフトなところを組み合わせ、現実的なところとして落とせるのではないのかというものとしては理解した。

あと1点。福井市の方でハザードマップを出している。あの色分けを見ると、足が浸かるところの50cmまでは黄色で、5m以上が紫というふうに入っているように思う。一方で、この計画は何か整合してないのかなど気になっている。これは何か決まっているものじゃないかというところもあるが、ここら辺はどう考えたらいいのか。

○事務局

ハザードマップは5m以上が紫色、50cmからは黄色という形になっている。本当はこういう色で表した方が視覚的にわかりやすいというのは、あるかなと思う。ただ、今回検討にあたっていろいろな情報を重ねたところ、色分けの表現をするにあたって紫色で表現するのはやめて、濃い赤にしてみた。

それで逆に見にくくなっているという話もあると思うので、見え方については今後検討する。

○委員

ハザードマップを最初に作っていて、立地適正化計画も改訂版に新しくなってきたが、最初から色使いは変わっていないのか。

初め黄色で、オレンジで濃くなって紫に入っていくというパターンは、大きく変えているものではないか。

○事務局

申し訳ないが、この場で即答はできない。

○委員

多分マップを作るとき、いろいろ議論があって、こういう形になったと思う。他の地域でもこういうふうな色合いでやっているのかなと思いつつ、浸水だから黒ではないかとか、水が沈むなら深いところが濃いというのがイメージとして自然なのではないか。それとそぐわないとい

う感じがしている。ただ、レッドで危ないというのは赤ということをお願いのためにこういうふうな使い方もある。

その辺が結構混乱しているというか、それぞれ皆さんが描いてるものを見ると、少し違うなというふうに見える部分が、結構課題であるのかなと思ったもので、今伺った。

○委員

ハードの面に対策された場合に、浸水深自体を変えることは将来的にはあるのか。例えば河川改修をして変わる可能性があるかもしれない。

あと、浸水深 5mのところであっても 3 階建て以上の 500m 圏でカバーしているので、今回（居住誘導区域内に）入れたというご説明だったと思う。場合によっては（居住誘導区域から）外しているところに大きい公共施設ができたときに、非常に安全に避難できる、例えば立体駐車場のようかなりたくさんの方が逃げられる建物が建ったが、相変わらず（居住誘導区域から）外したままではないかとかいうふうに、時間とともにそういう不公平感と言ったら変だが、そういうふうな可能性はないのか。

○事務局

最大洪水浸水想定区域を作るにあたり、1000 年に概ね 1 度ということで色付けをしており、ハード整備を行うことでこの色が薄くなるかという話だと思う。今の算定の仕方では、薄くなることはない。

最大想定は、破堤したことを前提してどこまで浸るかということになる。もちろん堤防を整備していけば破堤しにくくなるので対策としては間違いないが、この区域図は破堤させてからどのくらい浸るかというような算定になるので、今のやり方だと色は変わらないというふうに聞いている。

もう 1 つ、時間的に変わっていたものにどう対応していくかというようなお話かなと思うが、立地適正化計画は 5 年毎に評価をしていくという形になっている。都市計画マスタープランは、長期的な目で 20 年といった形になるが、立地適正化計画も視点的には長いですが、評価していくサイクルとしては 5 年というのが法律にもうたわれているので、5 年毎に現状を検証していく。

○部会長

質問になるが、最大洪水浸水想定区域が除外されるのは、決壊したとき水の流れによる家屋の倒壊の可能性がないという話か。ハード整備の状況で堤防を評価するとかいうこともやっているのか。

○事務局

九頭竜川でいうと、国の直轄河川になっており、国の方が堤防の各地区で（ハード整備）を行っ

ていく計画になっている。

破堤しにくいようにハード整備を行っているが、そのエリアの(最大洪水浸水想定区域の)指定の考え方でいうと破堤したときに、どこが浸くかというような算出の仕方というふうに聞いている。

○部会長

九頭竜川が決壊したら危険区域はかなり広くなると思ってしまうが。

○事務局

家屋が倒壊するような流体力があるのは、沿岸部というような形になっている。

今福井市で言うと、西側の浸水深が深く、居住誘導区域にもほとんどにかかってきてしまう。そういったところを除外していくというのは実際今のまちづくりで…

○部会長

(居住誘導区域から)除くところは、決壊したら危ない所ということか。

○委員

いろいろな対策がなされるといったときに、肝心のハード対策が一向に評価に出ない仕組みになっている。5年毎の見直しで評価がかかるのは、例えば3階建ての建物があるかどうかというところは見直されるが、肝心の洪水の想定がどんなに頑張っても、一切評価として出ないという仕組みはちょっとと思う。とはいえこれは福井市にできる問題ではなく国交省の問題だと思うが、少し不思議な気がする。

○委員

九頭竜川と日野川の他3河川、市内の今回のエリアの中については、これですべてか。

○事務局

九頭竜川、日野川、足羽川、江端川、荒川のすべてにおいて、家屋倒壊等氾濫想定区域はある。もう少し詳しく言うと、現在の水防法の中で、洪水浸水想定区域図を作ると定められているのが、水位周知河川、洪水予報河川といわれる大きい河川。福井市ではこの5つの河川が居住誘導区域に絡んでくる。それについては、最大想定区域1000年に1度で計算して、その上で家屋倒壊等氾濫想定区域を出すというふうになっており、今お示しているような形になる。

なので、他の川に本当にリスクがないのかについては、実際は計算をされていなくて公表もされていないので、私たちとしても出しようがない。そういったものが今後出てくれば、踏まえて検討していかなければならないと思っている。

○委員

おそらく河川の大きさ、流量、抵抗がどれぐらいということで、5つの河川というのはそうだろうと思う。一方で、日野川や九頭竜川は堤防の後ろに住宅が一部あるが、水が入っても実際に影響はそんなにないかもしれないと思うが、足羽川や日野川は住宅の真ん中にあり、際まで家があるところが出てきた場合に、そこが(居住誘導区域から)除外というふうになる。これは新しく建てるときにはそのところはやめてということで、今建っているものは駄目と言っているわけではない。居住誘導区域を外れたからすぐ立ち退きなさいという意味ではないだろう。

○事務局

居住誘導区域は、今後居住を誘導していきたい場所で、そこに対して規制がかかるというものではない。そこに住むこと否定することではなく、住んでいただいて構わない。

○委員

そういう場所(居住誘導区域外)だった場合には、例えば補助金はでないなどというところに効いてくるはずだが、そこは含みで考えてという話だろう。

あと、ピンポイント的に言うと、この場所は災害が起こっているというところがあるとすると、そこはあえて除外というようなことも細かいところ詰めていくときには必要になってきたりするのかなと思う。これは大きな全体の話だと思うが、個別案件があった場合はそんなところまで突っ込むような話なのか。どう考えたらいいのか。

○事務局

防災指針に関しては、公表されている区域をもとに居住誘導区域を設定していきたいと考えている。

確かに実際起きた災害といったものを加味していけると、より良い計画にはなっていくのかなとは思いますが、今回は公表されている法律に基づく区域を除外の対象としていきたいと考えている。

○部会長

居住誘導区域外で、崖に住んでらっしゃる方がいらっしゃる。そういう方への働きかけは、今回は対象外か。

○事務局

防災指針においては対象外になる。

ハザードマップといったものはすべての地域を網羅しており、避難訓練を行っていくとか、周

知を行うことでアプローチをする。

○部会長

今回、斜線部分の居住誘導区域から外れるところの方々への働きかけは、どんな感じか。

○事務局

今後、地域住民の方に都市マスタープランと併せて、立地適正化計画の説明を行う。このエリアはこういうリスクがあるため、居住誘導区域から除外していくということを住民の方に説明していこうと思っている。

○委員

県の方から1つ申し上げる。居住誘導区域から除外する案については、皆さんがおっしゃる通り、現実的にこれが妥当かなというふうに思う。

ただ、居住誘導区域として3mなり5mに浸水する可能性のある地域を、居住誘導区域(内)にということになるということで、もしものときに、どういうふうに避難するかというソフト対策をやっていくのが重要かなと思う。

県の防災部局では、地域ごとに地域防災マップづくりというのを推進しているので、そういった地域で、いざというときにどこに逃げようかを皆さんで話し合いながら決めていくという取り組みも考えている。福井市と共同してやっていきたいと思いますということもやっているのでも、ぜひご活用いただきながらやっていただければいいのかなと意見として申し上げさせていただく。

○部会長

大方、これでいっていただくということで。

地元対応の方も、よろしくお願ひしたい。

○事務局

以上で本日の議事を終了する。